

# 令和4年度山口県文化財専門員（考古）採用選考試験 募集案内(令和5年度採用予定)

令和 4年 9月  
山口県教育委員会

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、実施内容の変更（試験の延期・試験会場の変更等）を行う場合があります。

変更がある場合は、山口県ホームページの「募集・試験案内」においてお知らせしますので、必ず確認をしてください。

また、第1次選考（書類審査）合格者については、選考結果をお知らせする通知に、第2次選考における留意事項（マスク着用の有無等）が記載されていますので、必ず確認の上、試験会場へお越してください。

## 1 職種、専門分野、採用予定人員及び職務内容等

職種	文化財専門員（考古）
専門分野	考古学、文化財学
採用予定人員	1名程度
職務内容等	山口県知事部局（主に観光スポーツ文化部文化振興課）、山口県埋蔵文化財センター（指定管理）、山口県立山口博物館において、埋蔵文化財等に関する業務その他の行政事務に従事します。  ○埋蔵文化財の保護・活用 ○埋蔵文化財の発掘調査の指導・調整 ○考古資料（遺構、遺物）等に関する調査研究、資料収集、展示、教育普及、研究発表等 ○その他、文化財保護行政に関すること

## 2 採用予定日 令和5年4月1日

## 3 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する者が応募できます。

ア 昭和48年（1973年）4月2日以降に生まれた者

イ 大学又は大学院で考古学又は文化財学を専攻又は研究した者で、大学院の修士課程修了（令和5年3月31日までに修了見込みの者を含む。）又は、同等の研究経験・実務経験を有する者

ウ 博物館法（昭和26年法律第285号）に定める学芸員の資格を有する者（令和5年3月31日までに資格取得見込みの者を含む。）

(2) 上記（1）にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

#### 4 選考方法

- (1) 第 1 次選考 令和 4 年 1 1 月上旬に書類選考を行います。  
選考結果は、可否にかかわらず応募者全員に通知します。

区 分	配点	審 査 内 容
書類審査	225 点	提出された職務等経歴書等に基づき、書類審査を行います。

- (2) 第 2 次選考 第 1 次選考合格者について、令和 4 年 1 2 月 1 1 日(日)に行います。  
試験会場は、以下のとおりです。  
山口県山口市滝町 1-1 山口県庁本館棟 14 階 教育庁教育委員会室等  
最終合格者の発表時期は、令和 4 年 1 2 月下旬を予定しています。

区 分	配点	試 験 内 容
面接試験 I	200 点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

※各選考において一定の基準に満たない場合は不合格となります。

#### 【採用時の職位の審査（実務経験が 7 年以上かつ 3 0 歳以上の者が対象）】

区 分	試 験 内 容
面接試験 II	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。

#### 5 応募手続

- (1) 応募書類の請求

応募に必要な書類は、山口県教育庁教育政策課（〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号）に請求してください。山口県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「文化財専門員応募書類請求」と朱書きし、住所、氏名及び郵便番号を明記し、1 4 0 円分の切手を貼った返信用封筒（角形 2 号：縦 33 cm、横 24 cm 程度の大きさ）を必ず同封してください。

- (2) 提出書類

- ア 職務等経歴書（別紙様式 1）
- イ 最終学校卒業（見込）証明書  
大学院修了（見込）者は、大学の卒業証明書も添付してください。
- ウ 最終学校成績証明書（全学年記入のもの）  
大学院修了（見込）者は、大学の成績証明書も添付してください。
- エ 学芸員資格（取得見込）証明書
- オ 研究調査業績調書（別紙様式 2）
- カ 埋蔵文化財発掘調査に関する主な経歴（別紙様式 3）  
従事期間、遺跡名、調査機関名、従事職種、業務内容等を記載してください。
- キ 展示・講座に関する主な経歴（別紙様式 4）  
従事期間、展示企画展名・講座名、展示内容・講座内容、実施機関名、従事職種、業務内容等を記載してください。
- ク 添付するもの

- ・主要な業績（修士論文又はこれに相当するもの）の原本又はその写し（2点以内）
- ・原本又はその写しを提出する主要な業績のうち、1点の要約（4000字以内）

### (3) 提出方法

受付期間	令和4年9月21日（水）から令和4年10月24日（月）まで
提出方法	上記提出書類に必要事項を記入し、下記提出先へ郵送してください。 郵送にあたっては、封筒の表に「文化財専門員採用応募書類在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。 令和4年10月24日（月）までの消印のあるものは有効とします。
提出先	山口県教育庁教育政策課 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

### (4) その他

応募書類は返却しませんので、御注意ください。

## 6 採用後の任用

- (1) 採用後は、原則として一般職の文化財保護主事もしくは学芸員としての任用になります。
- (2) 採用時において、学芸員資格を有していない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 埋蔵文化財発掘調査及び発掘調査報告書作成等の実務経験もしくは学芸員としての実務経験が、7年以上かつ30歳以上の方については、別途、職務等経歴書等及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け（主任主事級文化財専門員、主任級文化財専門員、もしくは専門学芸員、主任級学芸員）について審査を行います。

## 7 給与

初任給は、各人の経歴によって異なりますが、おおむね下表のとおりです。

(令和4年4月現在)

区分	勤務地	初任給
○文化財保護主事 (24歳で採用の場合)	観光スポーツ文化部 文化振興課 埋蔵文化財センター	201,200円
○学芸員 (24歳で採用の場合)	博物館	209,800円
○主任主事級文化財専門員 (30歳で採用の場合)	観光スポーツ文化部 文化振興課 埋蔵文化財センター	246,600円
○主任主事級専門学芸員 (30歳で採用の場合)	博物館	266,300円
○主任級文化財専門員 (40歳で採用の場合)	観光スポーツ文化部 文化振興課 埋蔵文化財センター	289,000円
○主任級専門学芸員 (40歳で採用の場合)	博物館	313,900円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

## 8 選考結果の開示

- (1) この選考の結果については、山口県個人情報保護条例第 19 条の規定により、下表に基づき、口頭による開示の申出をすることができます。

選考	開示申出ができる者	開示内容	開示期間	開示場所
第 1 次選考	受験者	得点及び順位	各選考の合格発表日から 1 年間	山口県教育庁教育政策課 (山口県庁本館棟 1 4 階)
第 2 次選考				

- (2) 電話、ハガキ等による開示の申出はできません。  
 (3) 開示を申し出る場合は、運転免許証など本人確認ができるものを持参のうえ、開庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、本人が直接開示場所へおいでください。

## 9 お問い合わせ先

山口県教育庁教育政策課

〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号

電話 083-933-4521

## 試験会場案内図

The map shows the location of the examination venue at the Yamaguchi Prefectural Office (山口県庁) in Yamaguchi City. Key landmarks include the JR Yamaguchi Station (山口中央局), Yamaguchi University (山口大学), Yamaguchi Prefectural Museum (県立山口博物館), Yamaguchi Prefectural Art Museum (県立美術館), and Yamaguchi Prefectural Library (県立図書館). The map also shows major roads like National Route 262 and National Route 9, and the location of the examination venue relative to these roads and landmarks.

**\* 交通案内**

◆公共交通機関(飛行機・列車・バス)

- ・「山口宇部空港」から(バス)※直通なし  
(以降は「JR 新山口駅から」参照)  
新山口駅行きのバスで約 30 分、「新山口駅」下車
- ・「山口宇部空港」から(電車)※直通なし  
(以降は「JR 新山口駅から」参照)  
徒歩約 8 分(約 0.6 km)、「JR 草江駅」から JR 宇部線で約 40 分、「JR 新山口駅」下車
- ・「JR 新山口駅」から(バス)  
山口市街方面行きのバスで約 40 分、「県庁前」下車
- ・「JR 新山口駅」から(電車)  
JR 山口線で約 23 分、「JR 山口駅」下車、徒歩約 20 分(約 1.6 km)
- ・「JR 山口駅」から(バス)  
県庁前方面行きのバスで約 5 分、「県庁前」下車

◆車(中国自動車道)

- ・「山口 I C」から国道 262 号経由(約 6 km)
- ・「小郡 I C」から国道 9 号経由(約 8 km)